

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6 年 6月 26日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市鶴見区鶴見1丁目1－9	
氏名 荒川化学工業株式会社大阪工場	
工場長 竹下 忠男	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6911-5881	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	荒川化学工業株式会社 大阪工場
事業場の所在地	大阪市鶴見区鶴見1丁目1－9
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16;化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：5,982百万円
③従業員数	122人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	排出量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・洗浄溶剤の有価引取りによる廃棄物量削減。 ・洗浄溶剤の濃度管理による減量化。 ・廃酸は廃酸・廃アルカリとして外部へ処理委託。 ・ISO14001システムによる運用。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	排出量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・引火性廃油は生產品種の多様化、顧客要求の厳格化により、増加の見込み。 ・廃酸は廃酸・廃アルカリとして全て外部へ処理委託。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の種類に応じて廃棄物置き場を設定している		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状どおり		

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
187 t	415 t	240 t	t

②計画

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
400 t	1000 t	300 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・廃酸は廃酸・廃アルカリとして全て外部へ処理委託。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・廃酸は廃酸・廃アルカリとして全て外部へ処理委託。		

(第3面－2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	全 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・有害廃棄物は無害化処理を行い、有効利用されている。 ・良質廃油は種類により蒸留処理業者に委託、有効利用されている。 ・定期的に処理状況を確認している。 ・引火性廃油は洗浄溶剤の有価引き取りの推進にて減少に努めている。 ・廃酸は廃酸・廃アルカリとして外部へ処理委託。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
0 t	0 t	0 t	t

②計画

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
0 t	0 t	0 t	t

①現状

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
187 t	415 t	240 t	t
181 t	415 t	240 t	t
124 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻	ダスト
	全 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・廃酸は廃酸・廃アルカリとして全て外部へ処理委託。 ・引火性廃油は生産品種の多様化により、増加の見込み。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	841	t
	(今後実施する予定の取組等) 特別管理産業廃棄物は電子マニフェストを運用中。		
※事務処理欄			

②計画

引火性廃油	廃酸(有害)	廃アルカリ(有害)	
400 t	1,000 t	300 t	t
400 t	1,000 t	300 t	t
200 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

(第6面)

備考

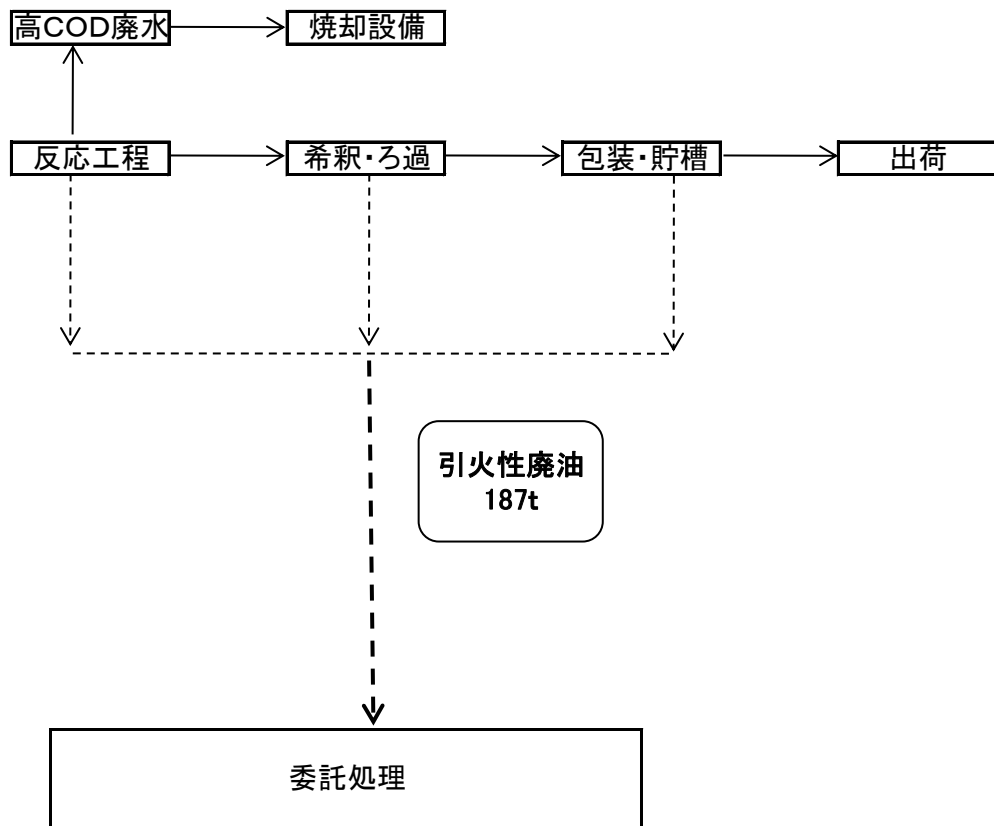
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

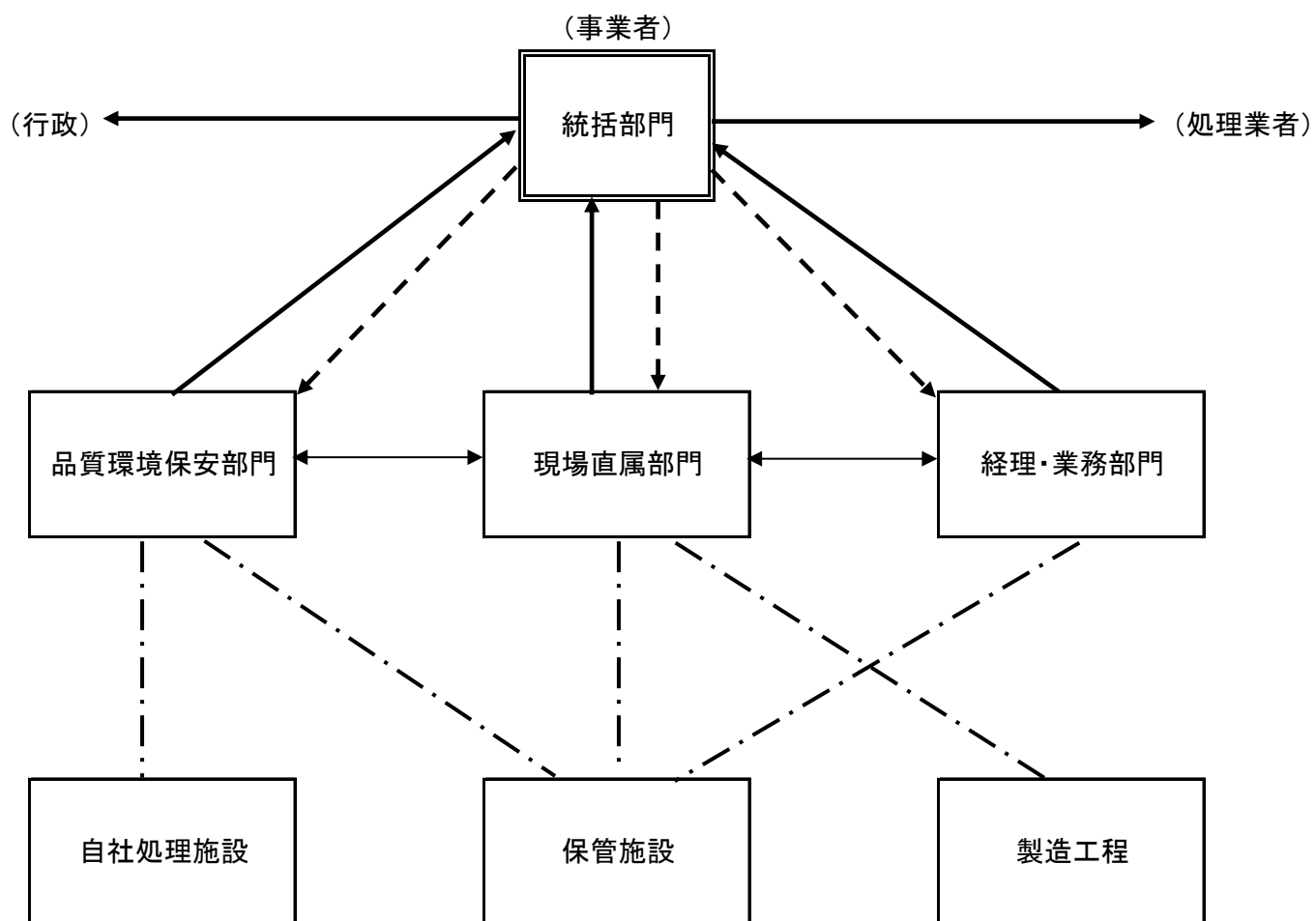
特別管理産業廃棄物発生工程フロー(燃え殻・ダスト)



特別管理産業廃棄物発生工程フロー(引火性廃油)



添付資料 管理体制図及び各部署の役割
〔管理体制図〕



—————→ 報 告

- - - - -→ 指 示

←———— 相互連絡

.-.-.-.-.-→ 指 示

〔各部署の役割〕

部 署	役 割
A 統括部門	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設(事業場内・外)の定期的査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理・ ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
B 現場直属部門 (製造第1課) (製造第2課) (研究製造課)	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・上記内容をA に報告
C 品質環境保安部門 (品質管理課) (保安課)	・製造工程の研究開発 ・産業廃棄物処理技術の研究開発 ・産業廃棄物減量化手法の調査研究 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・上記内容をA に報告
D 経理・業務部門 (事務課)	・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・各現場の施設の維持管理点検等 ・上記内容をA に報告